

### 3. 第2期認証評価の方向性

内部質保証の充実と伴走型支援

## 2027年度からの認証評価(第2期)について

- 本センターの評価は、2027年度から次の7か年度(第2期)の評価に入る。
  - 評価基準や方法等についての大きな変更は行わない。
  - 評価の効果をさらに高める工夫を行う。
  - 認証評価の枠組みの外で、受審大学に伴走する取り組みを行う。

#### 第1期 ※評価大学数の青字は見込

実施年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	計
評価大学数	7大学	5大学	19大学	18大学	14大学	10大学	5大学	78大学

#### 第2期 ※評価大学数の青字は見込

	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
実施年度	第2期			新制度?			
評価大学数	12大学	14大学	11大学	15大学	13大学	10大学	5大学

# 第1期の評価基準

- 「法令適合性の判別」と「大学の教育研究活動等の改善」のそれぞれの目的別に基準を設定
- 判別と改善の混在がもたらすジレンマを避ける工夫により、有効な評価を実施

大学 評価基準	基準1 法令適合性の保証	基準2 教育研究の水準の向上	基準3 特色ある教育研究の進展
目的	情報公表の徹底を前提に <b>厳格に法令適合性を判別</b>	教育研究の水準の向上の観点から <b>大学の改善活動を支援</b>	教育研究の水準の向上の観点から <b>大学の改善活動を支援</b>
内容	認証評価で評価するものとして法令に定められている事項を、法令適合性の保証の観点から評価。	大学が行う自己分析・改善の活動について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価。	大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価。
評価事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令に適合しているかの状況</li> <li>イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。</li> <li>ロ 教育研究実施組織に関すること。</li> <li>ハ 教育課程に関すること。</li> <li>ニ 施設及び設備に関すること。</li> <li>ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること。</li> <li>ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。</li> <li>ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。</li> <li>チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。</li> <li>リ 財務に関すること。</li> <li>ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育研究の水準の向上に向けた取り組み状況</li> <li>・大学の内部質保証についての総括的な説明及び、内部質保証の具体的な取り組み内容の説明に対して、その向上に資する観点から評価を行う。</li> <li>・内部質保証の具体的な取り組みは、点検評価ポートフォリオにおいて大学から事例が5つ以内示され、その事例に基づいて評価を行う。5つの事例には、「学修成果」及び「研究環境整備」が各1事例以上示される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特色ある教育研究の進展の向上に向けた取り組み状況</li> <li>・大学の特色ある教育研究についての総括的な説明及び、具体的な取り組み内容の説明に対して、その進展に資する観点から評価を行う。</li> <li>・具体的な取り組みは、点検評価ポートフォリオにおいて大学から事例が5つ以内示され、その事例に基づいて評価を行う。</li> </ul>

3

# 第2期への評価の見直しの基本的な考え方

## ○ 評価基準、評価方法に大きな変更はない。

- 目的別に設定した3つの基準は有効に機能している。
- 法令改正等に伴う、変更点については対応済みのものを含め内容を示す。

## ○ 本センターの評価の効果をさらに高める工夫を行う。

- 「内部質保証について、自己点検評価の体制が整っているかだけでなく、自己点検評価の結果により、どのような改善がなされたかについても評価の対象とする」(文部科学省からの要請)ことに留意。
- 受審年度やその前年度に行った体制整備等を示すだけでは、評価の対象となくにくい。その成果が確認できる取り組みについての自己評価が必要。

## ○ 認証評価の枠組みの外で、受審大学に伴走する取り組みを行う。

- 大学の教育研究活動等の改善に資する評価を実現するには、評価機関と受審大学の間の対話の質が重要となる。
- 認証評価とは別の枠組みで、伴走型の支援を開始し、成果を検証しながらその方法を確認。今後の認証評価制度改革の動向にも留意する。

4

# 第2期認証評価のポイント

- 第1期認証評価の成果を踏まえ、第2期も引き続き評価の目的別に整理した3つの基準からなる大学評価基準で認証評価を行う。
- 認証評価に付す資料については、引き続き点検評価ポートフォリオを活用する。

		第1期からの変更の方向性	
1	基準1 法令適合性の保証	第2期においても <b>最新の法令に即して評価</b> する。 確実に対応が求められるポイントについては、第1期評価からの <b>フィードバック情報を示すので、大学における自律的な対応</b> を求める。	※
2	基準2 教育研究の水準の向上	大学全体の水準向上に向けた、 <b>考え方や実現へのプロセスを重視</b> 。 自己点検評価の結果により、 <b>どのような改善がなされたかについて評価</b> する。 「継続的な研究成果の創出のための環境整備」「学修成果の適切な把握及び評価」が基準2には必ず含まれること。	※
3	基準3 特色ある教育研究の進展	<b>特色ある教育研究の進展に関する考え方や実現へのプロセスを重視</b> 。 特色ある取り組みを <b>どのように進展させようとしているかについて評価</b> する。	※
	伴走型の支援の確立 注 認証評価の枠外の取り組み	大学と評価センター間の対話の機会を作り、大学の自己改善のプロセスに積極的に伴走する支援に取り組む。	

※今後決定の手続きを進めることとなります(現時点では参考情報としてください)

5

## 伴走型支援

—第2期評価の受審までの「中間点」における取り組み—

6

# 公立大学協会が示した認証評価の課題と検討の方向性

第3回 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループヒアリング  
2025年6月10日(火)15:00～17:30公立大学協会(大橋隆哉 副会長)発表資料より

課題	検討の方向性
○ 適格性の判別を目的とする評価と、改善を目的とする評価は両立しない(評価のジレンマ)。	◇ 法令適合性の評価をひとまとめにし、改善目的の評価と分離することで、評価のジレンマを解消することが必要。
○ 「3ポリシーの一貫性」や、「PDCAサイクル」などのロジックだけで、学習者の態度の影響や副次的効果などを含む複雑な実態を評価することは難しい。	◇ 水準向上については、内部質保証の実質化を示す具体的取組みを題材に議論することが大事。 ◇ 題材には、評価する側・される側が対等の立場で向きあうことが必要。
○ 法人評価と内部質保証との関係については、法令に期限等も明確に示されている法人評価への対応が優先され、内部質保証の活動が後回しになる傾向がある。	◇ 小規模公立大学では、法人評価と内部質保証が同じ組織で扱われることは避けられない。 ◇ 法人評価(設置自治体への説明)と内部質保証(教育の質向上)の目的の違いを理解し、それぞれの目的に即した取扱いが必要。

7

## 伴走型支援の問題意識

- 本センターの認証評価では、「法令適合性の判別」と「大学の教育研究活動等の改善」の目的別に基準を設定し、判別と改善のジレンマを回避を図っている。
- ただし、第1期の評価や伴走型支援の試行の結果を見ると、大学は「法令適合性の判別」に軸足を置いて対応する傾向がある。
- 大学に改善をもたらす支援を行うには、大学の具体的な課題を取り上げて、対話を重視したワークショップを行うことが有効なのではないか。



8

# 伴走型支援の基本的な考え方

- 内部質保証の実質化のために第2期評価までの「中間点」において伴走型支援を実施。
- 第1期の実績を踏まえ、大学間の相互学習を導くために、個別相談よりWS形式に軸足を置いた取り組みを行う。
- 受審2か年度前の大学を対象に、レクチャーとグループセッションにより構成される3つのワークショップを開催

## ワークショップ開催のイメージ

	実施方法	レクチャー	グループセッション
WS1 担当教職員等 ワークショップ	対面	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 基準1 法令適合性のチェックポイント</li><li>○ 基準2、基準3の考え方</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 基準2、基準3について点検評価PF作成上の工夫</li><li>○ 経験交流</li></ul>
WS2 学長 ワークショップ	対面	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 第2期認証評価の方向性</li><li>○ 認証評価制度改正の方向性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 内部質保証活動における学長の果たす役割</li></ul>
WS3 学部長等 ワークショップ	対面	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 認証評価制度改正の方向性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 内部質保証活動における学部長の果たす役割</li><li>○ カリキュラム改革事例研究</li></ul>

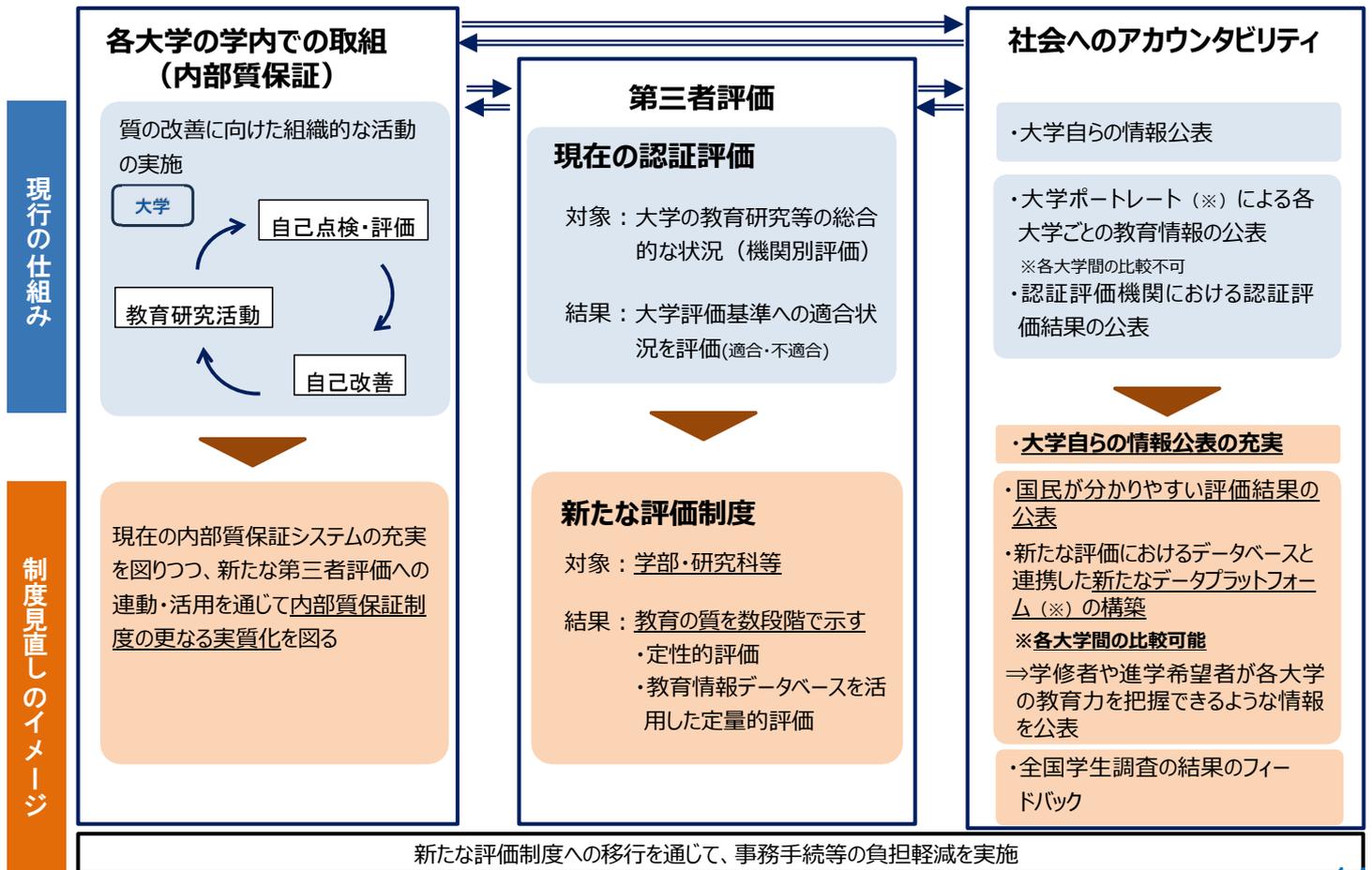
注) 個別の大学からの相談への対応について

- 作成途中の点検評価に対する相談は、大学においてあらかじめ絞られたポイントについて行う。
- 大学単位のSD研修は、事前に上記の「レクチャー」を受審するなどしたうえで大学からの問題意識に即して実施する。

9

(参考) 認証評価制度の改革への対応  
公立大学協会の検討より

### <参考1> 新たな評価制度への移行・データベース構築（イメージ）



## （参考） 学部・研究科単位の評価を念頭に置く

第3回 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ ヒアリング  
2025年6月10日（火）15:00～17:30 公立大学協会（大橋隆哉 副会長）発表資料より

- 新たな評価制度が、いわゆる「専門分野別評価」となれば、それぞれの学術の規範に深く依拠した、いわば**教員側の視点に立った評価**となることも考えられる。
- **学ぶ学生の側に立った評価**を行うには、例えば、**各学術ごとに系統的に発展してきた学びと、それを様々なフィールドで応用・活用に繋げられる力**などの双方に視野を置き、おおまかに類型化して評価することも考えられる。

評価のための類型（例示）	公立大学 入学定員	学生の側に立った評価の観点（例示）
<b>医療ライセンス系</b> （医歯薬、看護、医療、福祉）	9,173	各ライセンスのコア・カリキュラム、指定規則を基礎に置く学び 地域・コミュニティを専門家としてコーディネートする力
<b>自然科学ディシプリン系</b> （理・工・農・情報工学）	7,058	各ディシプリンにおいて歴史的に蓄積されてきた系統的な学び 理論や技術を実装し、汎用的に活用することができる力
<b>人文社会科学ディシプリン系</b> （人文、経済、法学、経営）	11,364	各ディシプリンにおいて歴史的に蓄積されてきた系統的な学び 学術が経済社会や人生にもたらす意義を自覚し活用できる力
<b>領域横断系</b> （地域政策、地域創生、国際）	4,548	標榜する学術に多様なディシプリンを統合させた体系的学び 近代知の細分化を超えて、多様な学術をフィールドで活用する力
<b>芸術系</b> （音楽、美術、工芸、デザイン）	1,825	職業作家・演奏家に必要な卓越した技術・創造性を得る学び 芸術的創造性を現代社会や自身の職業生活に活用する力

# (参考) 学部・研究科単位の内部質保証

第3回 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ ヒアリング  
2025年6月10日(火)15:00~17:30 公立大学協会(大橋隆哉 副会長)発表資料を一部調整

- 公立大学は学部・研究科の単位も小さく、質保証の専門職員を置くことも難しい。学部・研究科単位の内部質保証を実質化する工夫が求められる。
- まず全学的な内部質保証システムが認証評価機関と課題を共有し、共に学部・研究科の内部質保証活動を伴走して改善を支援する形が現実的。

## これまで

各学部・研究科の内部質保証の状況を取りまとめ、**認証評価に適合するための対策**を行う。

## これから

評価機関との間で**改善に向けた課題を共有し**、学部・研究科との**対話をファシリテート**する。

